



創立の理念に立ち返って

社会福祉法人栄光園 理事長 江口 敏一

社会福祉法の一部改正に伴い、本年4月より社会福祉法人制度が大きく改正されました。

そのため、理事会が執行機関、評議員会が法人の理事選任や業務実施の議決機関となり、それに伴い役員等も刷新されました。この6月開催された第1回評議員会にて新理事が選任され、互選の結果、友永丈一前理事長の後任として、浅学菲才な私が理事長に就任することとなりました。

栄光園の創立の経緯は、敗戦国統治と朝鮮戦争のために駐留してきたアメリカ兵と日本人女性との間の混血児が巷にあふれ、このことを憂慮した別府不老町教会の野町良夫牧師、小郷虎一・小福夫妻が立ち上がりました。また、心痛めた宣教師キャザリン・ステイブンス氏が、月給数千円の当方で50万円寄付さ

れたことにより、1950(昭和25)年財団法人基督教栄光園が創立され、4年後に、社会福祉法人栄光園となりました。小郷夫妻の献身的な尽力で5千坪の用地が確保され、児童養護施設・乳児院の建設に着手。1952(昭和27)年4月に最初の乳幼児を受入れ、事業が開設されました。その後、困難な状況に遭遇して、全力を注いできた小郷虎一が逝去され、妻の小福が第2代園長として30年余の長期に亘り栄光園を支えました。その後小郷穆子、小郷晶子が支えて来られました。

私は、2010(平成22)年4月より小郷晶子園長の後任として児童養護施設の施設長を拝命いたしました。その時より、小郷家によって支えられてきた栄光園を血筋によらないで、「子どもたちのための子どもの施設づくり」をどのよう

私の後任に引き継ぐべきかが私の大きな命題となりました。

キリストの理念により小郷夫妻が開設された栄光園は、神様を愛し、自分を愛するように隣り人を愛することにより、神様の栄光を表すことから「栄光園」と命名されたことを知るので。それゆえ、「神は愛なり」を謙虚に堅持する経営が求められているのです。

子どもたちはもちろん、私たち全てのひとり一人は神様に愛される存在として造られた被造物であるということ。このことが、児童福祉法、児童憲章、児童の権利宣言、児童虐待防止法等によって子どもたちを大切にしなければならぬ根拠ですから、愛するとはどのようにすることが問われます。

私は、「愛するとは、自分のものはあなたのもの」として、助けを必要としている方のために自分をを用いることだと考えております。この「もの」とは「時間・才能・財力」と考えますし、この継続は、生涯を意味し、人生でもあり、一生でもあり、命なのです。なぜこのことが可能かといえ、生まれたときは裸で、何も持っていない状態ですから、今持っている時間・才能・財力は与えられたためぐみであり、古い(時間の経過)と共に失うものであることを自覚させられるからです。「人生、誰と出会ったかで自分の人生が決まる訳ですし、「会うは別れの始まり」と言われますように、会った人とは必ず別れるのです。私たちに問われているのは、時間・才能・財力・出会

いを失っても惜しくない生き方、すなわち、持っているとき、出会っているとき、失うのを前提に密度の高い用い方や出会いをすることではないでしょうか。

私たちは、子どもたちとの出会いを通して、関わって下さる支援者、地域の方々、教育機関、医療機関、行政機関の方々、そして家族の方々との出会いの中で、このことを実践したいと切に願っております。

今後ともよろしくご指導賜りたく存じます。

今回の制度改正に際して

法人制度改正では、栄光園を支えて下さっている理事・評議員・監事の皆様には何らかの形で残留をお願いしました。3月の理事会において、評議員選任解任委員会の委員を決め、その委員によって、友永前理事長をはじめ7名の評議員が選任されました。また、その評議員会にて直接法人経営を担う理事・監事の選任や業務実施の議決をしていただきました。(10ページ参照)

これまで長期間栄光園を支えて下さって、種々の事情で退任されたました豊永家壽子理事、平野八郎評議員の皆様へは言い尽くせない感謝の思いでおります。ありがとうございます。